

官報

号外

平成十三年三月八日

○第一百五十一回 衆議院會議録 第十一号

平成十三年三月八日(木曜日)

午後一時 本会議

○本日の會議に付した案件

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出)及び公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等の一部を改正する法律案(山元勉君外四名提出)の趣旨説明及び質疑

午後一時三分開議

○議長(綿貫民輔君) これより會議を開きます。

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出)及び公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等の一部を改正する法律案(山元勉君外四名提出)の趣旨説明

○議長(綿貫民輔君) この際、内閣提出、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等の一部を改正する法律案及び山元勉君外四名提出、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等の一部を改正する法律案について、趣旨の説明を順次求めます。文部科学大臣町村信孝君。

(國務大臣町村信孝君登壇)
○國務大臣(町村信孝君) 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等の一部を改正する法律案について、その趣旨を御説明申し上げます。

社会経済や科学技術の急速な発展が予想される二十一世紀を迎え、豊かな人間性と創造性に富

み、みずからの能力、適性、興味、関心等に応じた主体的に行動できる人材を育成していくためには、学校教育において、基礎学力の定着の上に児童生徒一人一人の可能性を余すところなく発揮できるように、個に応じたきめ細かな指導を推進することが不可欠であります。

この法律案は、児童生徒の基礎学力の向上ときめ細かな学習指導の充実を図るため、平成十七年度から平成十七年度までの五年間で、少人数指導の実施のための教員配置等を主な内容とする教職員定数の改善を図ることとともに、教育の地方分権を推進し、児童生徒の実態に応じた学校教育の充実を図るため、都道府県教育委員会の判断により、学級編制の基準の弾力的な設定等を特例的に可能とし、また、常勤の教職員定数を活用して非常勤の講師等を配置できるようにするものであります。

次に、この法律案の概要について御説明を申し上げます。

まず第一は、公立の義務教育諸学校及び公立の高等学校等の教職員定数の改善であります。公立の小中学校の教職員定数の標準について、学級とは異なる学習集団により少人数指導が行われる場合には教職員の数を加算することとするともに、公立の高等学校の教職員定数の標準についても、少人数指導を充実するための教職員の数の改善等を行うこととし、あわせて、公立学校の教頭及び養護教諭の複数配置基準、公立の小中学校の学校栄養職員の配置基準、公立の義務教育諸学校の教職員の配置基準の改善等を行うこととしております。

第二に、公立の義務教育諸学校の学級編制の基準について、都道府県教育委員会の判断により、

児童生徒の実態を考慮して特に必要があると認められる場合には、国の定める学級編制の標準により定められる数を下回る数を、その場合の基準として特例的に設定できることとするともに、公立の高等学校等の学級編制については、設置者の判断により、生徒の実態を考慮して特に必要があると認める場合には、国の定める学級編制の標準を下回る数により学級編制を特例的に行うことができるとしております。

第三に、公立の義務教育諸学校に非常勤の講師を置く場合には教員の定数を活用できることとし、その報酬等は都道府県が全額を負担し、国がその二分の一を負担することとするともに、公立学校に再任用短時間勤務職員を置く場合にも教職員の定数を活用できることとする規定を整備することとしております。

このほか、公立の高等学校の設置主体を都道府県及び一定の基準に該当する市町村に限定する規定を削除するなど所要の改正を行うこととしております。

最後に、この法律案は、平成十三年四月一日から施行することとしておりますが、その実施については、改正後のこの法律の標準に漸次近づけることを旨として、必要な経過措置を設けることとしております。

以上が、法律案の趣旨でございます。(拍手)

○議長(綿貫民輔君) 提出者山元勉君。

(山元勉君登壇)

○山元勉君 民主党の山元勉でございます。

私は、民主党・無所属クラブ、日本共産党及び社会民主党・市民連合の提出者を代表いたしまし

て、ただいま議題となりました公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等の一部を改正する法律案について、その趣旨及び主な内容について御説明申し上げます。

現下の我が国の社会構造は、グローバル化や科学技術の高度化、複雑化等に伴う価値観の多様化など、大きな変革の中にあります。この社会の変革の波は、当然のように学校教育にも押し寄せてきており、新たな時代に適合した今後の教育のあり方が模索されてきているところであります。

これまで我が国の学校教育は、画一的に知識を教え込むことに重点が置かれ、知識の量を競う受験競争がこれを一層助長してまいりました。そのため、子供たちがみずから学び、思考力や判断力、創造力を養う教育、豊かな人間性をはぐくむことへの取り組みが見失われてきました。

また、このようなことを背景に、校内暴力やいじめなどが頻発し、不登校の子供の数が急増するとともに、近年では、いわゆるキレる子供による暴力行為や、授業が成立しない学級崩壊などの現象も発生し、学校教育が深刻の度合いを深めていることは御存じのとおりであります。

このような状況にどのように対応していくのか、このことに我が国の将来がかかっていることと申し上げても過言ではありません。

中央教育審議会の答申では、今後における学校教育のあり方を、ゆとりの中で子供たちに生きる力をはぐくむことであるとし、みずから学び、みずから考える教育への転換を掲げるとともに、学校が子供たち一人一人を大切にし、子供たちが自分のよさを見出し、それを伸ばし、存在感や自己実現の喜びを実感できることが重要であると指摘

しております。

学校が教育効果を高め、子供たちが学校生活を通して喜びや楽しさを実感するには、教職員と子供たちとの全人格的な触れ合い、きめ細かな生活指導、生徒指導、丁寧でわかりやすい授業などが不可欠であります。

そのためには、現行の四十人学級を見直し、その規模の縮小を図ることが先決であり、あわせて、教職員の専門的力を高めるための人的確保とその適正配置を図ることが喫緊の課題であります。

また、それとともに、地方自治体の自主性、教育現場の要請を十分反映させた学校運営、学級編制等が行われるよう、地域に根差した教育環境の整備を進め、教育の地方分権を図る必要があります。教育は未来への先行投資であります。現在を将来につなぐ営みであり、未来への希望と期待の具体化であります。

二十一世紀を迎え、我が国は今、一大転換点に立っております。このようなときであればこそなお、未来を担う子供たちのために教育の問題を最優先課題とし、適切な諸施策を早急に講じていかなければならないのであります。

ここで、政府から提案されました部分的な二十人授業への改革案について一言申し述べておきたいと思ひます。

今や先進諸国の中では見ることでない四十人という大規模学級をそのままに、特定教科だけは学級の子供を分割して授業を行うという小手先の改善は、子供たちと学校に混乱を持ち込むだけの方策であります。

森総理が、この国会の冒頭の施政方針演説で

「子供一人一人、国民一人一人が、学校がよくなる、教育が変わるという実感が持てるような本格的な教育改革に取り組んでまいります」と胸を張って述べられたことはほど遠いものであり、二十一世紀の日本の学校教育のありようを指し示すものでは全くないというふうに申し上げておきたいというふうに思います。

以上のような認識に立って、公立の小学校、中学校及び高等学校等に関し、三十人以下学級の実現と教職員の配置の適正化を図るために本案を提出した次第であります。

次に、本案の主な内容について御説明申し上げます。

第一は、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部改正であります。

まず、公立義務教育諸学校の学級編制の標準に關して、小中学校の同学年の児童または生徒で編制する一学級の児童または生徒数の標準を四十人から三十人に引き下げることにするなどの改善を図ることとしております。

次に、各都道府県教育委員会は、公立の義務教育諸学校の学級編制について、児童または生徒の実態を考慮して必要があると認める場合については、標準により定めた数を下回る数を学級の児童または生徒の数の基準として定めることができるものといたしております。

また、都道府県教育委員会は、公立義務教育諸学校を設置する地方公共団体が弾力的な学級編制を行うことができるよう配慮しなければならぬものといたしております。

さらに、複数指導、多様な選択教科等に係る加

配に加え、通常の学級に障害を持つ児童または生徒が在籍する場合の加配など、教諭等の配置基準の改善を図ることとしております。

また、教職員定数を新たに導入される高齢者再任用制度による短時間勤務教職員の数に換算することができるようにといたしております。

第二に、公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律の一部改正であります。

まず、公立高等学校において、現在四十人とされている学級編制の標準を、全日制については三十人に、定時制については二十人にそれぞれ引き下げるとともに、設置者が、生徒の実態を考慮して必要があると認める場合には、標準として定める数によらない学級編制をすることができるようとするものといたしております。

次に、公立高等学校の設置主体を、都道府県及び政令において基準に該当する市町村に限定している規定を削除するとともに、本校の学校規模について、生徒の収容定員を二百四十人以上から百八十人以上に引き下げることにいたしております。

さらに、通信制の課程及び生徒指導担当の教諭等の配置基準の改善に加え、通常の学級に障害を持つ生徒が在籍する場合などの加配を行うものにといたしております。

また、教職員定数を新たに導入される高齢者再任用制度による短時間勤務教職員の数に換算することができるようにといたしております。

本法案の施行期日は、平成十三年四月一日とし、施行のための経過措置を定め、今後十年間の年次計画で実施することといたしております。

現今の財政状況はまことに厳しいものがあります。だからこそ、公共事業のばらまきや官房機密費にも見られた不適切、不透明な予算は大幅に削減することを私は強く求めているところであります。しかし、子供たちの教育費は、あすの日本への先行投資であり、より積極的な確保が必要不可欠だと考えます。そして、これは圧倒的多数の国民の理解するところでもあります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御可決くださいますようお願い申し上げます。(拍手)

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出)及び公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等の一部を改正する法律案(山元勉君外四名提出)の趣旨説明に対する質疑

○議長(綿貫民輔君) ただいまの趣旨の説明に対して質疑の通告があります。これを許します。牧義夫君。

(牧義夫君登壇)

○牧義夫君 牧義夫でございます。

民主党・無所属クラブを代表いたしまして、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等の一部を改正する法律案の政府案並びに民主党・無所属クラブ、日本共産党、社会民主党・市民連合の三党派共同提出の法律案、両法案について質問いたします。

まずは、教育改革についての現状認識について伺いをいたします。

社会の急激な変容の中で、また長引く不況と将来への不安の中で、また国民の意識から大きく乖離した政治、そして政治家への根の深い不信感の中で、今、我が国の社会全般にわたって著しいモラルの低下が見られるわけでございます。

教育も例外ではございません。いじめ、不登校、中途退学、学級崩壊、そして凶悪犯罪の低年齢化、絶望の低年齢化が間違いなく進んでおり、大きな社会問題となっております。教育に対する閉塞感はい日に強まっております。教育の現場をもうこれ以上荒廃させてはならない、二十一世紀の日本を担う健全な青少年を育成するための確固たる基盤をもう一度きちっと整備したい、そんな国民の切なる希望と期待を受けて、政府が教育改革を打ち出してもう何年もたちますが、一向にその成果が見えてきません。教育の現状に対して、町村文部科学大臣はどのような認識を持っていますか。

また、先般、新聞のインタビューで、これまでの教育改革が目標どおりにはなかった理由について、これは社会全体の意識の問題なんだと文部大臣はコメントしておられました。確かに、国民の意識は大切な要素でございます。しかしながら、教育行政を預かる文部科学大臣が、改革が進まなかった理由を社会の意識という一言で片づけてしまうのは、余りに無責任ではないでしょうか。改めてお尋ねいたしますが、町村大臣、今までの教育改革がうまくいかなかった原因はどこにあるとお考えでしょうか。

次に、教育予算の配分についてお尋ねいたします。今、政府に問われているのは、国における教育

の位置づけです。国家全体で抜本的な構造改革を行い、教育を名実ともに国の第一の重要課題に位置づけるべきだと私は思います。今の教育が抱える問題の深刻さを考えれば当然のことであります。

GNPに対する公財政支出における学校教育費の割合は、日本の三・六%に対し、アメリカは五・〇%、イギリスは四・六%、フランスは五・六%、ドイツは四・六%となっており、それら先進諸国と比べて、我が国は一%以上の開きがございます。一方で、日本の公共投資額は、対GDP比約六%でございます。他の先進諸国はほぼ二%から四%でございますから、景気対策という名目のもとに、いかにむだの多いばらまき投資がまかり通っているかが、これでわかるわけでございます。

教育は未来への先行投資です。これだけ教育が問題視され、教育改革を標榜していながら、従来の予算配分を踏襲するだけでは、文教族を自認する森総理の名が泣くのではないのでしょうか。この点について、町村大臣、総理とはどのようなお話をされているのでしょうか。

これまで政府は、財政的負担を理由に挙げて、学級編制基準の引き下げを拒んでまいりました。さきに述べましたように、諸外国と比較しても日本の教育予算は大変貧弱であります。教育現場の荒廃を食いとめるための思い切った財政的な措置も念頭に置いた抜本的改革が、今、求められていると私は考えます。

少人数学級を実現することにより、子供たち一人一人への目配りが行き届き、子供たちへの理解が深まること、また、個に応じた学習指導が行わ

れるようになることは確かでございます。他に有効な手段や対策が見つからない現段階では、まず、財政的負担を覚悟の上で、教員の数をふやすことは有効な手段の一つだと思われまます。この点、町村大臣はどのようにお考えでしょうか。

教育予算のあり方、位置づけについて、財務大臣にお聞きいたします。

教育改革のために財政措置が必要であれば予算をつけるつもりがあるのか、財政難の今、教育であっても予算をつけることはできないとお考えなのか、また、冒頭に述べましたように、公共投資と学校教育費予算は他の先進諸国に比べて著しくバランスを欠いておりますが、その点、いかがお考えでしょうか。

これまで文部省は、学級編制は四十名という基準に固執し、それ以外を認めてまいりませんでした。全国一律、画一的な文部省の教育行政をまさに象徴していると言えます。今回は、単に地方の負担で少人数学級を実現したいならそれを許しますよというだけのこと、国は何の負担も痛みも負っていません。少人数指導と聞こえのいいことを言いながら、政府は痛みを伴わない小手先の改革に終始している印象を持ちますが、その点、文部科学大臣はどのようにお考えでしょうか。

続きまして、少人数指導と少人数学級の違について質問いたします。

政府案について、例えば、公立小中学校で二十人授業とか、公立三十人学級可能などの報道がなされております。あたかも教員の数がふえるような印象を持てしまいますが、何度も述べているとおり、学級編制の基準は、現行の四十名を二十年間も堅持しているわけでございます。従来の

枠の中で、自然減の教職員を改善計画として打ち出したにすぎません。つまりは、子供の数が減った分だけ教員を首にするわけにもいかないので、そのつじつまを合わせただけの、場当たり的な帳じり合わせにすぎないわけでございます。

しかし、今、教育改革の一環として求められていることは、そういうことではございません。今こそ教育そのものの抜本改革が求められているわけでございます。

来月より総合学習が始まります。一方的な授業ではなく、体験を通じて一人一人みずから考える力をはぐくむ、そういう趣旨であると私なりに理解をいたしておりますが、四十人学級という規模ではその効果も低くなるのではないかと考えますが、いかがでしょうか。

実際、政府案では、主要科目において少人数指導をうたっており、政府も、少人数でなければやっていけない、そういう意識を持ち始めたことを推察いたします。

なぜ少人数指導が必要だと考えるのか、さらに、少人数指導は必要だが少人数学級は不要と判断し、学級編制の標準を下げなかった理由を文部科学大臣にお聞きいたします。

また、三党派提出法案に対しては、少人数指導だけでなく、少人数学級が必要なんだ、そう考えた、その背景にあると思われる教育現場の実情について詳しくお聞きしたいと存じます。

さらに、心配される教育の地方格差についても

お伺いをいたします。

両法案とも、いずれも地方自治体の判断による弾力的運用を認めております。文部科学大臣は、教育行政における地方分権の青写真をどのように描かれておられるのか。国の役割、都道府県の役割、そして、市区町村の役割をどのようにお考えになっていらっしゃるのでしょうか。

教育の地方分権は中央教育審議会でも明確に打ち出されておりますが、政府が考える地方分権教育とはいかなるものでしょうか。将来、教育の権限を地方自治体と学校に移譲する徹底した地方分権まで目指しておられるのでしょうか。それとも、今回のように、財政支出という痛みを伴うものは地方に押しつけ、しかし権限は依然政府が抱え込むといった、そんな中途半端な地方分権で終わらせるおつもりなのでしょうか。文部科学大臣並びに三党派案提出者に見解を伺います。

地方の財政負担による少人数学級を認めた場合、財政的に余裕のある自治体では、教育に予算が過ぎ込まれ、恵まれた教育環境が整備され、一方、余裕のない自治体では、教育予算がつかず、地方により格差が生じることが予想されますが、政府はそれを是認したと考えてよろしいのでしょうか。文部科学大臣にお聞きいたします。

続いて、教育改革関連法案について質問いたします。

文部大臣を経験している総理は、今国会を教育改革国会と名づけておられましたか、KSD事

件、外務省機密費事件などで、教育の名は吹っ飛んでしまった感じがいたします。文部科学大臣は今でも本国会が教育改革国会であると認識されていらっしゃるのでしょうか。その意図、意気込みを御確認いたします。

今国会では、昨年末に出された教育改革国民会議の最終報告に基づき、教育改革関連法案が審議されます。今国会提出予定の法案には、いわゆる不適格教師を本人の同意なしに他の職種へ異動させる、問題を起こす子供の出席停止要件を定めるなど、見方によっては切り捨ての発想ともとれる内容が含まれております。根本治療ができないので、ひとまず患部を切り捨てていくようにもれます。

確かに、教育の荒廃した現状を考えたとき、このような手段が必要な場合もあり得ると思っております。しかし、立法趣旨、その要件がはっきり国民に明示され、コンセンサスを得ることが不可欠でございます。どのような発想でこのような法案を考えておられるのか、文部科学大臣のお考えをお聞かせください。

そして、最後に一言申し添えさせていただきます。依然回復の兆しすら見られない経済情勢、また、国と地方の深刻な財政状況については、私も十分に認識しているつもりでございます。その中で、少人数学級を実現することは決して容易ではないとの認識も持ち合わせているつもりでございます。

います。

しかし、国民の皆さんの家庭を見ていただきました。苦しい家計の中でも、子供の教育のためなら最大限の無理をしているというのが現状ではないでしょうか。それがどうしてこの国にはできないのか。

もっとも、教育に限らず、将来世代への責任は一切放棄しているという点では、現在の歳出構造は見事に整合性がとれていると言ってしまうまでもございますが、ぜひとも、二十年先、三十年先を見据え、議論を深め、審議を進めていただきたい希望を申し上げます、私の質問とさせていただきます。(拍手)

(国務大臣町村信孝君登壇)

○国務大臣(町村信孝君) 牧議員から数多くの御質問をいただきましたので、若干の時間をいただきます。まず、教育の現状及び教育改革に関してのお尋ねがございました。

日本の戦後の教育は、機会均等の理念ということから、国民の教育水準を高め、経済社会の発展の原動力となつてまいりました。しかし、近年、先ほど御指摘のあった、いじめ、学級崩壊等々、非常に厳しい現実を抱えておりまして、我が国の教育は危機に瀕している、こう考えております。なぜそうなるかということを考えてみたときに、やはり一つの大きな要因では、個人の尊厳を強調し過ぎる余りに公を軽視する傾向が広がって

きたことや、あるいは平等ということ強調する
余りに行き過ぎた平等主義による教育の画一化で
ありますとか、過度の知識の詰め込みなどが指摘
されているところがあります。

なぜ国民の意識ということをつたかといま
すと、多少の制度を変えてみたり、あるいは教員
の数を多少増減させてみても根本的な教育改革に
はならない、こう私は考えるわけでありまして、
国民の意識変革なくして真の意味の教育改革はあ
り得ない、そういう意味から、私は意識というこ
とを申し上げたわけであります。

いずれにいたしましても、教育改革を進めるた
めには、国民全体の幅広い御支援が必要だとい
うことで、今、この教育改革を一大国民運動にし
ていこうということで努力をしているところであ
ります。

次に、教育予算の配分についてのお尋ねがござ
いました。

公財政支出における学校教育費のGNPとの比
較、これは、国によりましていろいろな条件が
違っております。どのくらい地方分権が進んでい
るか等々、さまざまな状況がございますから、単
純な比較は非常に難しいわけであります。

いずれにいたしましても、議員御指摘のと
おり、教育は未来への先行投資という意識は私ども
も共通を持っておりますので、日本の二十一
世紀において心の豊かな美しい国家を実現するた
めには、思い切った教育改革を断行していき、ま

た、必要な施策に必要な予算を着実に確保してい
くということが必要であると考えます。この点に
つきましては、総理も同様の考え方を持っている
ところであります。

次に、財政負担を覚悟の上で少人数学級を実施
し、教員の数をふやすべきではないかという御指
摘がございました。

きめ細かな指導の充実のために、教職員定数の
改善など、教育指導体制の充実を図ることはとて
も重要なことだと考えております。

しかし、教育指導体制の充実方策につきまして
は、教育指導を効果的に行うためには、固定的な
学級にとらわれないで、教科等に応じて少人数指
導を行うなど、きめ細かな工夫が必要であるこ
と、また、個々の児童生徒にとって多数の教員が
かわることが個性をはぐくんでいく上で効果的
であるといったような点から、少人数学級の実施
よりもより効果的な手段を選択する必要がある、
かように考えております。

このため、新しい改善計画においては、教科等
に応じて少人数指導を行うなど、わかる授業づく
りを進めることとしております。これにより、五
年後には、教員一人当たりの児童生徒数が、小学
校では十八・六人、中学校では十四・六人と欧米
並みの水準になり、教育環境の改善には大変有効
な手だてになると考えております。

次に、国は何の負担も負わずに小手先の改革に
終始しているのではないかと御指摘がござい

ました。

今回の改正案におきましては、基礎学力の向上
のため、教科等に応じた少人数指導の実施のため
の定数改善を行うとともに、地方分権の推進の観
点から、各都道府県の判断により弾力的な学級編
制を行うことを可能とすることとしております。

この少人数指導の実現を含め、新たな改善計画
では、義務教育諸学校について二万六千九百人の
改善を行うこととしており、従来の国庫負担額約
三兆円に加えまして、初年度、平成十三年度にお
いては、国として、五千三百八十人、約二百二十
三億円の財政負担をすることとしたしております。

なお、学級編制の引き下げに要する教職員につ
いては、教職員定数の総数を活用してある程度対
応することが可能であります。それを越える部
分への国庫負担につきましては、国庫負担制度が
義務教育の妥当な規模と内容とを全国的に保障す
るものである、この趣旨から困難であると考えて
おります。

全国一律に学級編制の標準を引き下げるとい
うお尋ねがございました。

これにつきましては、いわゆる学級王国と言わ
れる状況は変わらないこと、あるいは集団の中
で人間関係の形成や切磋琢磨という面から、一学
級当たりの人数はある程度の規模が必要であると
考えられることなどから、必ずしも有効な手段で
あるとは考えておりません。

このため、今回の改正では、例えば小学校の国
語、算数、理科、中学校の英語、数学、理科な
ど、習熟度に差がつきやすいような教科や、ある
いは小学校の低学年、一年生、二年生などにつ
いて、二十人程度の集団による指導が行えるよう
にするための定数改善や、特に必要があると都道府
県が判断する場合には特例的に学級編制の引き下
げを可能とする制度改正を行うこととしているの
であります。

なお、総合的な学習の時間についてお触れが
ございましたが、取り扱う内容に応じて、学級の
枠を超えたグループ別の活動や、あるいは学年を
超えた異なる年齢集団での活動など、必ずしも学
級の枠にとらわれないさまざまな学習形態が考え
られます。このため、学級規模が大きくなると教
育効果が低くなるということは、一概には言え
ないと考えております。

次に、教育行政における地方分権についてのお
尋ねであります。

教育行政においては、国と地方公共団体が、そ
れぞれの責任と役割を果たしていくことが大切
だと考えております。国は、基本的な制度の枠組
や全国的な基準の制定、必要な財政援助等の役
割を担い、次に地方公共団体の方は、学校を設
置するなど、さまざまな教育事業を実施する役
割を担っているわけであります。

こうした国と地方の役割分担のもと、地方分
権を推進するために、いわゆる地方分権一括法に
よ

りまして、教育長の任命承認制度の廃止などの制度改正を既に行ったところでありますが、また、教育課程についても、基準の大綱化、弾力化を行ってきたところであります。

今回の学級編制基準の弾力化につきましても、地方分権を推進する観点から、各都道府県が、必要に応じ、国の定める標準を下回る基準を定めることができるようにするものであり、今後とも、教育の地方分権をしっかりと進めてまいりたいと考えております。

次に、地方の財政負担による少人数学級を認めることは、財政的な格差に基づく自治体間の格差を是認することになるのではないかとのお尋ねでございます。

御指摘のように、都道府県が、児童生徒の実態に応じ、特に必要があると判断する場合には学級編制基準を弾力的に設定することを可能とすることにより、各都道府県ごとの学級編制基準が異なるということが予想されるわけであります。

しかしながら、今回の改正は、国としては、従来どおり義務教育の妥当な規模と内容を全国的に保障することを前提としながら、各都道府県の主體的な判断と責任に基づいて、実態に即した創意工夫ある取り組みを一層推進できるようにすることを目的とするものであり、教育の地方分権の趣旨にのっとったものであると考えておりまして、ぜひ御理解をいただきたいと思ひます。

それから、この国会を教育改革国会とする、そ

の意気込みがあるのか、こういうお尋ねでございます。

もちろん、あるわけであります。文部科学省におきましては、昨年十二月の教育改革国民会議の最終報告を踏まえまして、ことしの一月二十五日に、二十一世紀教育新生プランを決定いたしました。今後、このプランに基づきまして、教育の新生を目指しまして、学校がよくなる、教育が変わるという実感が持てるような教育改革を、スピーディーに、果敢に実行してまいることとしております。

私としては、今国会を教育改革国会と位置づけて、まずは緊急に対応すべき事項として、ただいま御審議をいただいております公立学校の学級編制、教職員定数等に関する法律の改正など六本の教育改革関連法案を提出を、一部しましたし、また予定をしておりますが、また、教育改革関連予算を盛り込んだ平成十三年度予算案の成立に、今、参議院で御審議をいただいているところでありますので、この成立に向けて全力を尽くしてまいりたいと考えております。KSD、その他の議論よりはもっともっと教育改革を御議論いただきたいと心からお願ひをする次第でございます。

(拍手)

最後に、児童生徒への指導が不適切な教員や、出席停止に関する法案についてのお尋ねであります。

教員の職務は、児童生徒の人格形成に大きな影

響を与えます。このため、指導が不適切な小中学校の教員が都道府県の教員以外の職に転職できるように、地方教育行政の組織及び運営に関する法律を改正する法律案を国会に提出いたしました。

また、問題行動を起こす児童生徒について、学校が最大限に努力しても他の児童生徒の教育を妨げる場合には、やむなく出席停止の措置を講ずるということが必要な場合もございます。このような児童生徒に一層適切に対応できるように、出席停止制度について、要件の明確化、手続規定の整備、出席停止期間中の児童生徒の学習支援等を内容とする学校教育法の改正を予定しているところであります。

以上であります。(拍手)

(国務大臣宮澤喜一君登壇)

○国務大臣(宮澤喜一君) 教育予算のあり方についてのお尋ねでございますが、我が国が、今後、創造的で活力に富んだ国家を目指していくために、教育の果たす役割は非常に重要であります。

教育予算については、時代に応じたあるべき教育の実現に資するため、必要な経費について十分配慮してきており、その結果、例えば、教員一人当たりの児童生徒数が欧米と遜色ない水準となるなど、教育環境の改善が十分図られてきていると考えております。

また、十三年度教育予算におきましても、教育改革の推進のための環境整備として、現在お諮り

しております法案に基づきまして、少人数指導の実施等を推進しておりますほか、教員の指導力、資質の向上やいわゆるいじめ、不登校等の諸課題への取り組みの推進、育英奨学事業の充実、高等教育、学術研究の推進などを行うこととしておるところであります。

なお、我が国の公共投資と学校教育予算は他の先進諸国に比べてバランスを欠いているとの御指摘ございましたが、我が国の場合、公共事業費については、極めて厳しい自然条件、地理的条件、あるいは都市部における高額な地価や複雑な権利関係などが存在いたしますために、建設コスト、用地費、調整コストがかなりかさむという事情がございますが、他方、学校教育予算については、教育予算の基礎の一つである児童生徒数の総人口に占める割合が各国に比べて小そうございます。また、私立学校の比率が高いといった教育制度の相違があることなど、公共投資、教育をめぐる各国の状況に相当な違いがございますので、単純な比較は困難であると思ひます。

いずれにせよ、今後とも、予算の配分につきましては、時代のニーズや経済社会のあるべき姿を踏まえつつ、効率的、重点的な措置を講じていくことが肝要であると考えております。(拍手)

(山内恵子君登壇)

○山内恵子君 社会民主党・市民連合の山内恵子でございます。

少人数指導だけではなくて、少人数学級が必要

と考へたその背景にある教育現場の事情と、二十人以下学級の必要性についてお答えいたします。

子供たちをめぐむ状況は、今、いじめ、不登校、学級崩壊、そしていわゆる十七歳少年問題等々、深刻な状況にあります。不登校は全国で十三万人を、高校中退は十一万人を超えていると言われています。むかつく、キレるという言葉の裏に、子供たちの悲鳴が聞こえるような気がいたします。

高度経済成長の入り口で、何もないけれども希望だけがあったという戦後教育のシステムが、今これほど耐用年数を切らして、子供とミスマッチしていることはありません。最も遊びの必要な低学年に過重な負担を負わせる学習指導要領の責任も大きいと思います。三割削減で許されるようなものではありません。子供の権利が本心に尊重されてきた時代があったのでしょうか。平等が本心に実現されてきたのか、疑問です。

学校といえば、子供たちが思い浮かべるのは、テスト、通知表、入試、校則等々です。こういう学校に対するすくみ現象が不登校の最大の原因ではないかと思ひます。事実、学校現場は、特に担任は、授業の準備、それから授業、そして評価、各種行事等々に追われ、一人一人の子供たちとゆつくり向き合えるような現状にないのです。

中高生に、人間として大切にされるということはどういうことか、人間として大切にされるということはどういうことかと質問をしたら、成

績で差別されない、このことをトップに挙げています。中学生の六一・五％がこれを挙げているのです。子供たちは、習熟度別の少人数グループを願っているではありません。

第二番目に、言い分をきちんと聞いてほしいと言っています。担任や友人に自分の言い分をきちんと聞いてほしいと願っているのです。それには、一クラス四十人では多過ぎます。

子どもの権利条約第十二条には、子供の意見表明権というのがあります。大人は子供の声に耳を傾ける責任があるということです。問題行動を起こす子供たちを出席停止にするのではなく、悩みを聞き、問題解決に向けての支援をしなければならぬと思います。そのために少人数学級は有効です。教育にお金をかけないということはもう限界にきています。小手先だけの改革で片づけられるようなときではありません。

子供が輝ける二十一世紀にするために、ともに学び、ともに生きることのできる三十人以下学級の実現こそが、子どもの権利条約の言う最善の利益の重要な一つであるということを申し上げて、答弁いたします。(拍手)

○石井郁子君 教育の地方分権化についてのお尋ねがありました。

学校は、本来、地域に根差し、地域によってはぐくまれるものです。その地域に住む住民によ

て支えられ、その期待を担って学校そのものがはぐくまれてきたのは、そう遠い昔の話ではありません。教育基本法の制定当時の教育行政は、地方分権の原理のもとに進められたのです。そうした考えで公選制の教育委員会制度が発足しましたが、教育内容も含めて、相当の部分を地方の教育行政に移していくという徹底した地方分権の構想に基づいて進められました。

ところが、任命制の教育委員会制度に変えるなど、我が国の学校教育は文部省に縛られ、学校が息苦しい暗い場に、そして画一化し、個性や特徴のないものに変えられていったのです。地方自治体が少人数学級に踏み出そうとしても、それにス

トップをかけてきたのが文部省でした。

今必要なのは、地域に根差した教育であり、一人一人が大切にされ、個性を豊かにはぐくむ教育です。何よりも、子供たちに基礎的な学力を保障することが求められています。どの子にも行き届いた教育のために、三十人以下学級の実施はどうしても不可欠です。

そのために、教育の地方分権を進め、各地域の实情に応じて教育が行われることが重要です。教育行政の主体的担い手は地方自治体であり、教育委員会は、地域に根差した民主的な教育行政を推進すべきなのです。そして、国は、教育の機会均等確保のために、条件整備に最大限の支援を行うことに徹しなければなりません。

政府案は、四十人学級はそのまま、少人数学級をやりたければ地方自治体が全額負担せよというのでは、余りにも無責任です。管理と統制は強化し、一方で財政支出を地方に押しつける、そうしたやり方は教育の地方分権に逆行するものと言わなければなりません。

以上をもって答弁とさせていただきます。

(拍手)

○議長(綿貫民輔君) これにて質疑は終了いたしました。

○議長(綿貫民輔君) 本日は、これにて散会いたします。

午後一時五十二分散会

出席閣僚大臣

財務大臣 宮澤 喜一君

文部科学大臣 町村 信孝君

出席副大臣

文部科学副大臣 河村 建夫君

○議長の報告

(理事互選)

一、昨七日、決算行政監視委員会において、理事互選の結果、次のとおり当選した。

官 報 (号 外)

理事

浅野 勝人君 木村 隆秀君
木村 義雄君 菅 義偉君
石井 紘基君 渡辺 周君
高木 陽介君 中塚 一宏君

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、昨七日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

文部科学委員

辞任

補欠

嘉数 知賢君 小野 晋也君
鎌田さゆり君 松本 剛明君
小野 晋也君 嘉数 知賢君
松本 剛明君 鎌田さゆり君

(議案提出)

一、去る五日、議員から提出した議案は次のとおりである。

森内閣不信任決議案(鳩山由紀夫君外十名提出)

一、去る六日、議員から提出した議案は次のとおりである。

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等の一部を改正する法律案
(山元勉君外四名提出)

一、去る六日、内閣から提出した議案は次のとおりである。

銀行法等の一部を改正する法律案

消防法の一部を改正する法律案

并護士法の一部を改正する法律案

(議案受領)

一、去る五日、予備審査のため参議院から送付された次の議案を受領した。

身体障害者福祉法の一部を改正する法律案

一、去る六日、予備審査のため内閣から送付された次の議案を受領した。

自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法の一部を改正する法律案

(委員会審査省路要求書受領)

一、去る五日、議員から次の議案は委員会の審査を省略された旨の要求書を受領した。

森内閣不信任決議案

鳩山由紀夫君外十名

(議案付託)

一、昨七日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

恩給法等の一部を改正する法律案(内閣提出第二号)

放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件(内閣提出、承認第一号)

以上二件 総務委員会 付託

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案(内閣提出第三〇号)

下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第四二号)

以上二件 法務委員会 付託

関税定率法等の一部を改正する法律案(内閣提出第一九号)

財務金融委員会 付託

伝統的工芸品産業の振興に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第六号)

経済産業委員会 付託

新産業都市建設促進法等を廃止する法律案(内閣提出第八号)

国土交通委員会 付託

環境省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一二号)

環境委員会 付託

(議案送付)

一、去る五日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

公職にある者等のあつせん行為による利得等の処罰に関する法律の一部を改正する法律案(菅直人君外十二名提出)

一、昨七日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等の一部を改正する法律案(山元勉君外四名提出)

(調査要求承認)

一、決算行政監視委員長から提出した次の国政調査承認要求に対し、議長は昨七日これを承認した。

国政調査承認要求書

一、調査する事項

一、歳入歳出の実況に関する事項

二、国有財産の増減及び現況に関する事項

三、政府関係機関の経理に関する事項

四、国が資本金を出資している法人の会計に関する事項

五、国が直接又は間接に補助金、奨励金、助成金等を交付し又は貸付金、損失補償等の財政援助を与えているものの会計に関する事項

六、行政監視に関する事項

二、調査の目的

決算の適正を期し、行政監視の機能を果たすため

三、調査の方法

小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等

四、調査の期間

本会期中

右によって国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。

平成十三年三月七日

決算行政監視委員長 持永 和見

(質問書提出)

一、去る五日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

衆議院議長 綿貫 民輔殿

塩ビ製医療器具に関する質問主意書(佐藤謙一郎君提出)

、去る六日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

ベルー共和国前大統領アルベルト・フジモリ氏に関する質問主意書(辻元清美君提出)

質問主意書に対する答弁期限に関する質問主意書(川内博史君提出)

(答弁書受領)

、去る六日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員金田誠一君提出防衛庁の秘密保全体制の現状に関する質問に対する答弁書

衆議院議員金田誠一君提出自衛隊が受け入れた留学生に対する秘密保全に関する質問に対する答弁書

衆議院議員金田誠一君提出「我が国の軍縮外交」の発刊に関する質問に対する答弁書

衆議院議員川内博史君提出歯科診療の医療点数に関する質問に対する答弁書

衆議院議員川内博史君提出小児医療に関する質問に対する答弁書

平成十三年二月八日提出
質問 第一四号

防衛庁の秘密保全体制の現状に関する質問主意書

提出者 金田 誠一

防衛庁の秘密保全体制の現状に関する質問主意書

一 衆議院議員金田誠一君提出防衛庁の秘密保全体制に関する質問に対する答弁書(平成十二年十一月十七日答弁、以下「答弁書」という。)の不明な点につき以下質問する。

一 秘密保全に関する規則について

防衛庁においては「秘密保全に関する内訓」と題する規則が存在するはずであるが、答弁書の別表には掲載されていない。その理由を明らかにされたい。

二 秘密の取り扱い場所について

1 答弁書によると「秘密保全に関する訓令」(昭和三十三年防衛庁訓令第百二(号)第二十條)に基づいて立入を禁止された場所以外でも「秘密の知識又は文書、図画若しくは物件」が取り扱われる場合があるとのことであるが、これに関し以下の点を明らかにされたい。

① 本来、秘密(自衛隊法第五十九條で定める「秘密」。以下同じ。)を取り扱うのであれば、関係者以外の立入を禁止することがその保全上当然行われるべき措置である。そうした措置が取られることなく、秘密が取り扱われている現状に関して政府の見解を明らかにされたい。

② 現在防衛庁・自衛隊において、関係者以外の立ち入りが禁止されていない場所での秘密が取り扱われている理由について明らかにされたい。

密が取り扱われている理由について明らかにされたい。

③ 現在、防衛庁本庁において関係者以外の立ち入りが禁止されていないにもかかわらず日常的に秘密が取り扱われている区域について明らかにされたい。

2 答弁書によると、現在、防衛庁本庁において、部外者の立入りが可能な場所において、秘密の知識又は文書、図画若しくは物件が取り扱われる場合がある」とされている。

このような実態は、秘密保全体制としては皆さんの一言に尽きる。部外者の立入り可能な場所での秘密の取り扱いを直ちに取り止めるべきと考えるが、政府の見解はどうか。

三 秘密の非公知性について

答弁書によると「一般に知られないことをもって非公知性は失われない」との見解を示している。

そこで、昨年発生した海自三佐による秘密漏洩事件のように、一般には知られたわけではないが、外国の情報機関に内容が知られた場合は非公知性は失われたと見るのか、政府の見解を明らかにされたい。

四 外部への秘密の委託について

1 答弁書によると「秘密の文書、図画又は物件の製作等を政府機関に委託するときの保全

措置を定めた規則については、制定していない」とのことであるが、その理由を明らかにされたい。

2 答弁書によると「生物兵器への対処に関する懇談会開催運営要綱」第七にいう「秘密を同懇談会委員が他に漏らした場合の制裁措置は定めていない」とのことである。

昨年発生した海自三佐による秘密漏洩事件のように、刑事罰による制裁があるにもかかわらず自衛官が秘密を漏洩した事実がある。そこで同懇談会で扱われる「秘密」が制裁措置なしに保全され得るのか、その根拠を明らかにされたい。

五 「取扱い上の注意を要する文書等」の取扱いについて

答弁書によると「取扱い上の注意を要する文書等の取扱いについて(通達)」(昭和五十六年三月二日防衛調一第九百四十八号)で定める「取扱い上の注意を要する文書等」の取扱いについて、「その送達、貸出し又は閲覧を記録することとされていない」とある。

しかしながら、「注意文書等の取扱いに関する達」(昭和四十八年防衛研修所達第九号)第八条、「取扱上の注意を要する文書等の取扱いについて(通達)」(平成九年一月二十日情本総第九

号六、取扱上の注意を要する文書等の取扱について(通達)昭和五十六年三月十七日陸幕調一第七十四号二は、防衛庁職員以外の者に閲覧等をさせる場合に所要の記録をすることを定めている。

そこで以下の点を明らかにされたい。

1 「その送達、貸出し又は閲覧を記録することとされていない」としているのは、内部部に限してのみではないのか。

2 仮に内部部局のみ、そうした記録をしていないとすると、管理体制が皆さんの一言に尽きるが、政府の見解はどうか。

3 内部部局においても直ちに「取扱以上の注意を要する文書等」の閲覧、貸出について記録を取るような体制にすべきと考えるが、政府の見解はどうか。

六 「取扱以上の注意を要する文書等」の秘密性について

1 答弁書によると「取扱以上の注意を要する文書等」のうち自衛隊法第五十九条に規定する「秘密」に該当しないものとの表現が繰り返されているが、このことは逆に「取扱以上の注意を要する文書等」の中には自衛隊法第五十九条に規定する「秘密」に該当するものが含まれている文書等が存在することがうかがえる。

そこで以下の点を明らかにされたい。

① 「取扱以上の注意を要する文書等」の中には、自衛隊法第五十九条に規定する「秘密」に該当するものを含み、かつ「秘密保全に關する訓令(以下「訓令」という。)第二条で定める「秘密」には指定されていないものが存在するのか。

② ①に該当するものについてその件数及び点数を明らかにされたい。

2 答弁書では、訓令第五条各号(「極秘」、「秘密」、「秘」)のいずれにか該当するものに対して、秘密の指定をつかさどる職員が、訓令第五条各号のいずれかの秘密区分に指定しなかった場合、当該職員は自衛隊法第四十八條第一項各号のいずれかに該当し、懲戒処分の対象となることを明らかにしている。

そこで、前記①の①に該当する文書等が仮に存在する場合、当該秘密の指定をつかさどる職員は自衛隊法第四十八條第一項各号のいずれかに該当するという理屈となるはずだが、政府の見解はどうか。

七 自衛隊法第五十九条(守秘義務)と捜査当局への協力について

答弁書によると捜査当局への協力の過程で「秘密を明らかにできるか否かは、これを明らかにすることによって得られるべき公益と、守秘義務によって守られるべき公益とを個別具体的に比較衡量して決せられるもの」としている。

る。

そこで以下の点を明らかにされたい。

1 「比較衡量して決せられる」とあるが、それを決定する主体は誰か明らかにされたい。

2 訓令第五条(一)で定める「機密」とは、「秘密の保全が最高度に必要であつて、その漏えいが国の安全又は利益に重大な損害を与えるおそれのあるもの」であるが、「これを明らかにすることによって得られるべき公益」とは何か政府の見解を明らかにされたい。

3 訓令第五条(二)で定める「極秘」とは、「機密につぐ程度の秘密の保全が必要であつて、その漏えいが国の安全又は利益に損害をあたえるもの」であるが、「これを明らかにすることによって得られるべき公益」とは何か政府の見解を明らかにされたい。

4 訓令第五条(三)で定める「秘」とは、「極秘につぐ程度の秘密の保全が必要であつて、関係職員以外の者に知らせてはならないもの」であるが、「これを明らかにすることによって得られるべき公益」とは何か政府の見解を明らかにされたい。

八 日本電気株式会社において平成二年に発覚した秘密漏えい事案について

同秘密漏えい事案については、「契約企業における秘密保全の更なる徹底について(通達)」(平成十年防衛調第五千二百九十九号)で認める

ところである。

そこで漏えいした秘密は「自衛隊法第五十九条で定める「秘密」に該当するのかわかりにされたい。

九 以下に關わる文書のタイトル・発簡番号・制定年月日を明らかにされたい。なおそれらを明らかにできない場合は、その法令上の根拠をそれぞれ明らかにされたい。

1 訓令第二十九条第二項の「事務次官の定めるところ」。

2 訓令第三十条第六項の「官房長等(内部部局にあつては、官房長)の定めるところ」。

十 秘密指定解除文書の公開について

答弁書によると秘密指定を解除された文書の公開について「引き続き検討してまいりたい」としているが、この点に關し以下の点を明らかにされたい。

1 この問題に關する現在の責任者の官職と氏名を明らかにされたい。

2 この問題に關してこれまで検討してきた実績を明らかにされたい。

右質問する。

内閣衆質一五一第一四号

平成十三年三月六日

内閣総理大臣 森 喜朗

衆議院議長 綿貫 民輔殿

衆議院議員金田誠一君提出防衛庁の秘密保全体制の現状に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員金田誠一君提出防衛庁の秘密保全体制の現状に関する質問に対する答弁書について

御指摘の内訓は、昭和三十三年に全部改正されて現行の「秘密保全に関する訓令」(昭和三十三年防衛庁訓令第百二号。以下「訓令」という。)となったため、先の答弁書(平成十二年十一月十七日内閣衆質一五〇第一〇一〇)の別表に掲載しなかったものである。

二の①及び②並びに③について

防衛庁においては、訓令第二十條の規定に基づき立入りを禁止された場所(以下「立入禁止場所」という。)以外の場所である事務室、会議室等においても、事務を執り行うに際して秘密の知識又は文書、図画若しくは物件を日常的に取り扱う必要があるが、その場合には、関係職員以外の者の入室を制限し、退席を求め、あるいは、関係職員以外の者が入室したときはその取扱いを中断する等関係職員以外の者に秘密を知られることのないよう措置することとしており、秘密の保全上問題があるとは考えていない。

二の①の③について

現在、防衛庁本庁においては、立入禁止場所以外の場所でも秘密の知識又は文書、図画若しくは物件を取り扱うことが日常的に行われているため、お尋ねの区域を特定することは困難である。

三について

御指摘の場合については、一般に知られたわけではないため、非公知性が失われたとは考えていない。

四の①について

政府機関の職員については、国家公務員法(昭和二十二年法律第百二十号)第百条等の規定に基づき秘密を守る義務が課せられているため、秘密の文書、図画又は物件の製作等を政府機関に委託するときの保全措置を定めた規則については、制定していない。

四の②について

防衛庁においては、生物兵器への対処に関する懇談会の第一回目の会合において、同懇談会の委員に「生物兵器への対処に関する懇談会開催運営要綱」の内容を確認させていることから、同要綱第七にいう「秘密」は保全され得るものと考えている。

五について

防衛庁本庁内部部局においてのみ「取扱以上の注意を要する文書等の取扱いについて(通達)」(昭和五十六年三月二日防衛調一第九百四十八号)に定める「取扱以上の注意を要する文書等」の送達、貸出し又は閲覧を記録することとしていないわけではない。

なお、防衛研究所、陸上幕僚監部及び情報本部においては、右通達を踏まえて、各機関の実情に即して御指摘のような措置を定めているものである。

六の①について

「取扱以上の注意を要する文書等」の中には、自衛隊法(昭和二十九年法律第百八十五号)第十九条に規定する「秘密」に該当するものの、訓令第二十一条第一項に規定する「秘密」に該当しないものがあるが、その件数等については把握していない。

六の②について

自衛隊法第五十九条に規定する「秘密」は、訓令第二十一条第一項に規定する「秘密」の指定の有無にかかわらず、非公知性と秘匿の必要性の二つの要素を具備する事実をいうところ、訓令第五条第三号に規定する「関係職員以外の者に知らせてはならないもの」に該当しなくとも、例えば、関係職員でなくとも防衛庁職員であれば知らせても差し支えなく、かつ、依然として非公知性と秘匿の必要性を有するものもあり、六の①について述べたものが存在するからといって、訓令において秘密の指定を行うこととされ

ている職員が直ちに自衛隊法第四十六条第一項各号のいずれかに該当することとはならないと考える。

七の①について

第一次的には防衛庁において比較衡量して決定する。

七の②から④までについて

御指摘の秘密を明らかにすることによって得られるべき公益とは、適正な刑事司法の実現である。

八について

御指摘の秘密は、非公知性と秘匿の必要性の二つの要素を具備する事実であった。

九の①について

お尋ねの「事務次官の定め」の名称、発簡番号及び制定年月日については、これを明らかにすると他国との信頼関係が損なわれるおそれがあるので、答弁を差し控えたい。

九の②について

お尋ねの「官房長等(内部部局にあつては、官房長)の定め」の名称、発簡番号及び制定年月日については、別表のとおりである。

十について

防衛庁において秘密区分の指定を解除した文書の公開については、当該文書の秘密区分の指定の解除の事務を所管する各部署において個別に検討中であり、現時点では、その実績等についてお答えすることは困難である。

平成十二年三月八日 衆議院會議録第十一号 議長の報告

別 表

名 称	発 簡 番 号	制 定 年 月 日
防衛施設庁における秘密保全に関する訓令	昭和三十八年 防衛施設庁訓令第三十七号	昭和三十八年十一月十四日
秘密保全に関する達	昭和四十三年十二月十一日 技術研究本部達第五号	昭和四十三年十二月十一日
秘密保全に関する達	昭和四十三年十二月二十三日 海上自衛隊達第七十六号	昭和四十三年十二月二十三日
統合幕僚会議事務局秘密保全に関する達	昭和五十五年九月二十二日 統合幕僚会議事務局達第三号	昭和五十五年九月二十二日
秘密保全に関する達	昭和五十七年一月五日 航空自衛隊達第一号	昭和五十七年一月五日
情報本部秘密保全に関する達	平成九年一月二十日 情報本部達第五号	平成九年一月二十日
秘密保全に関する達	平成十三年一月六日 契約本部達第三十二号	平成十三年一月六日

平成十二年二月八日提出
質問 第一五号
自衛隊が受け入れた留學生に対する秘密保全に関する質問主意書

提出者 金田 誠一

自衛隊が受け入れた留學生に対する秘密保全に関する質問主意書
陸海空自衛隊においてはそれぞれ幹部学校において留學生を受け入れている(セキユリタリアン(二〇〇一年一月号紹介)ようであるが、それに関して政府の見解をただすために以下質問する。

一 過去三年間において自衛隊の教育課程(自衛隊の統合教育訓練に関する訓令(昭和六十一年防衛庁訓令第三十二号)別表、一陸上自衛隊の教育訓練に関する訓令(昭和三十八年陸上自衛隊訓令第十号)別表第一六、海上自衛隊の教育訓練に関する訓令(昭和四十二年海上自衛隊訓令第四号)別表第一三、航空自衛隊の教育訓練に関する訓令(昭和四十一年航空自衛隊訓令第三号)別表第一六、防衛大学校規則(昭和三十六年防衛庁訓令第八十一号)別表第二にそれぞれ掲載されているもの)において受け入れられた留學生が存在すれば、その課程ごとに時期・受け入れ人数・留學生の国籍を明らかにされたい。

二 一に該当する教育課程において、その教育内容において以下の事項が取り扱われたことがあれば、その課程と該当する事項及びそれを留學生に対して伝えた理由を明らかにされたい。
1 「国家公務員法」第百条で定める「秘密」。
2 「自衛隊法」第五十九条で定める「秘密」。
3 「秘密保全に関する訓令(昭和三十三年防衛庁訓令第百二号)第二条で定める「秘密」。
4 「日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法」第一条第三項で定める「防衛秘密」。
5 「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第八条に基づく施設及び

区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う刑事特別法 第六条で定める「合衆国軍隊の機密」。

6 「取扱以上の注意を要する文書等の取扱いについて(通達)(防防調一第(四八号)で定める「取扱以上の注意を要する文書等」。

三 留學生が利用している施設内において、自衛隊法第五十九条又は「秘密保全に関する訓令」第二条で定める秘密等にかかわる知識又は文書、図画若しくは物件が取り扱われることがあったか、明らかにされたい。
右質問する。

内閣衆質一五一第一五号

平成十三年三月六日

内閣総理大臣 森 喜朗

衆議院議長 綿貫 民輔殿

衆議院議員金田誠一君提出自衛隊が受け入れた留學生に対する秘密保全に関する質問、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員金田誠一君提出自衛隊が受け入れた留學生に対する秘密保全に関する質問に対する答弁書

一について

平成十年三月一日以降、防衛大学校等におい

て新たに受け入れた外国人留学生(以下「留学生」という)が受講した課程の名称、受入時期並びに留学生の国籍及び受入人数は、別紙のとおりである。

二の1から5までについて

一 について述べた各受入先においては、部外者である留学生に対して、国家公務員法(昭和二十一年法律第二十号)第百条に定める「秘密」、自衛隊法(昭和二十九年法律第六十五号)第五十九条に定める「秘密」、秘密保全に関する訓令(昭和三十三年防衛庁訓令第百二号)第ニ条第一項に定める「秘密」、日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法(昭和二十九年法律第六十六号)第一条第三項に定める「防衛秘密」、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う刑事特別法(昭和二十七年法律第三十八号)第八条に定める「合衆国軍隊の機密」に接し得る状況に置かないこととしており、各課程での教育の中で、これらの秘密等を取り扱ったことはない。

の6について

防衛庁においては、留学生を受け入れることは、留学生との交流を通じ、日本人学生の国際的視野を広げ、自己啓発を促すという教育効果

が期待できるだけでなく、我が国の防衛政策、

自衛隊の実態等に対する留学生の理解と認識を深めさせ、我が国と留学生派遣国との間の相互理解や信頼関係を増進させる上で大きな意義を有するものと考えており、このような留学生の受入れの趣旨をいかすために必要な場合には、「取扱以上の注意を要する文書等の取扱について(通達)(昭和五十六年三月二日防衛調一第九百四十八号)に定める「取扱以上の注意を要する文書等」のうち自衛隊法第五十九条に規定する「秘密」に該当しないものの一部について、受入先の各教官等の厳格な管理の下、留学生にその内容を知らせることがあり、 について述べた各課程のうち、防衛大学校本科訓練課程、海上自衛隊幹部学校指揮幕僚課程、海上自衛隊幹部学校幹部高級課程、海上自衛隊幹部候補生学校一般幹部候補生課程、航空自衛隊幹部学校一般幹部候補生課程、航空自衛隊幹部学校指揮幕僚課程、航空自衛隊幹部学校幹部高級課程及び航空自衛隊幹部候補生学校一般幹部候補生課程での教育の中で、これを知らせたことがある。

三について

留学生が利用する施設内の通常留学生が立ち入る区域において、御指摘の秘密等が取り扱われたことは確認されていない。

別紙

課程の名称	受入時期(終了予定を含む。)	留学生の国籍及び受入人数
防衛大学校本科教育課程及び訓練課程	平成十年四月～十四年三月	シンガポール(一)、タイ(六)
	平成十一年四月～十五年三月	インドネシア(六)、タイ(五)
	平成十二年四月～十六年三月	ヴィエトナム(二)、シンガポール(一)、タイ(五)、モンゴル(三)
	平成十二年四月～十五年三月	大韓民国(一)
陸上自衛隊幹部学校指揮幕僚課程	平成十年八月～十二年七月	大韓民国(一)
	平成十年八月～十一年七月	アメリカ合衆国(一)、シンガポール(一)
	平成十一年八月～十三年七月	大韓民国(一)
	平成十一年八月～十二年七月	アメリカ合衆国(一)、オーストラリア(一)
	平成十二年八月～十四年七月	タイ(一)、大韓民国(一)
	平成十二年八月～十二年七月	アメリカ合衆国(一)
陸上自衛隊幹部学校幹部高級課程	平成十一年四月～十二年三月	大韓民国(一)
陸上自衛隊幹部候補生学校一般幹部候補生課程	平成十年四月～十年十月	シンガポール(一)
	平成十二年四月～十二年十月	シンガポール(二)
陸上自衛隊富士学校幹部上級課程(普通科)	平成十年四月～十年九月	大韓民国(一)、パキスタン(一)
	平成十一年四月～十一年九月	大韓民国(一)
	平成十二年四月～十二年九月	大韓民国(一)
陸上自衛隊富士学校幹部上級課程(特科)	平成十一年四月～十一年十月	大韓民国(一)
	平成十二年四月～十二年十月	大韓民国(一)
陸上自衛隊富士学校幹部上級課程(機甲科)	平成十二年四月～十二年九月	大韓民国(一)

四

我が国の軍縮分野における取組を様々な形で

国内のみならず国外においても紹介していくことは重要であると考えており、「我が国の軍縮外交」の外国語版を発刊することも検討したい。

平成十三年二月十六日提出
質問 第二一 一 号

歯科診療の医療点数に関する質問主意書

提出者 川内 博史

歯科診療の医療点数に関する質問主意書
現在、冠歯をするにあたって、点数適用を認められているのは、パラジウム合金のみであるが、人体への影響を考えれば、当然、純金による冠歯の方が良いことは自明のことである。

しかも、市場における実勢価格は、パラジウム合金よりも純金の方が安い状態が続いている。従って、次の事項について質問する。

一 冠歯について、純金の使用を点数の適用に含めないのはなぜか。

二 また、純金の使用を点数に含めることを検討する方針はあるのかどうか。

内閣衆質一五一第二二号

平成十三年三月六日

内閣総理大臣 森 喜朗

衆議院議長 綿貫 民輔殿

平成十三年三月八日 衆議院会議録第十一号

衆議院議員川内博史君提出歯科診療の医療点数に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員川内博史君提出歯科診療の医療点数に関する質問に対する答弁書

一及び二について

御指摘の「冠歯」が何を指すのか必ずしも明らかではないが、歯冠の全面を削り、鑄造した金属冠によって歯冠を形態的かつ機能的に修復する全部鑄造冠方式による鑄造歯冠修復(以下「修復」という。)を指すのであれば、修復に使用する金属については、修復に必要とされる硬度等を考慮し、金銀パラジウム合金、銀合金及びニッケルクロム合金を特定保険医療材料として歯科診療報酬の算定対象としている。純金は、硬度等が修復に適さないことから、特定保険医療材料として歯科診療報酬の算定対象とすることは困難であると考えている。

平成十三年二月十六日提出
質問 第二一 二 号

小児医療に関する質問主意書

提出者 川内 博史

小児医療に関する質問主意書

小児医療における点数改善については、鋭意努力がなされていることは承知しているが、小児医療の抱える構造的な問題(例えば、薬剤・医療器

具などのコスト圧迫要因)が完全に解決されているとは言い難い状況である。

従って、次の事項について質問する。

一 小児医療をめぐる、これらの諸点を踏まえたうえで、今後の小児医療に関する医療点数制度の改善等についての見解を明らかにせよ。

右質問する。

内閣衆質一五一第二二号

平成十三年三月六日

内閣総理大臣 森 喜朗

衆議院議長 綿貫 民輔殿

衆議院議員川内博史君提出小児医療に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員川内博史君提出小児医療に関する質問に対する答弁書

一について

小児医療については、昨今の少子化の進展に伴い患者数が減少していること、他の診療科に比べて人件費の占める割合が高くなる傾向があること等の問題があると認識している。このため、平成十二年四月の診療報酬改定においては、小児の入院医療の質の向上及び効率化を図るため、手厚い人員配置を評価した小児入院医療管理料の新設、入院基本料に対する乳幼児加算及び幼児加算の新設等を行ったほか、小児の外來診療についても、夜間における初診料及び

再診料に対する乳幼児加算の大幅な引上げ等を行ったところである。小児医療に対する診療報酬の在り方については、中央社会保険医療協議会における議論を踏まえつつ、引き続き検討してまいりたい。

(答弁通知書受領)

一、去る六日、内閣から、衆議院議員伴野豊君提出地方公共団体職員の住民訴訟における弁護に関する質問に対して、質問事項について検討する必要がある、これに日時を要するため、平成十三年三月二十二日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

明治三十五年三月二十二日
郵便物認可

発行所	東京市 千代田区 外務省 印刷局
電話	03 (3587) 4294
定価	本号 五円 〇四